

今日の社会における子育て支援の意味と保育士の役割

—犬山市の調査をもとにして—

石川 昭 義* ・ 堀 美 鈴**

*仁愛大学人間生活学部 **城東子ども未来園（犬山市保育研究グループ代表）

Meaning of Child-Rearing Support and the Role of *Hoikushi*
(child care and education worker) in Contemporary Society

—Suggestions from the Questionnaire in Inuyama City—

Akiyoshi ISHIKAWA* Misuzu HORI**

*Faculty of Human Life, Jin-ai University **JOTO Day Care Center, Inuyama City

わが国における「子育て支援」という言葉の意味について考察した。この言葉が使われ始めたのは平成3年頃であるが、その時の文脈は「相談」であった。時代とともに、少子化対策、家庭と仕事の両立という文脈の中で、多様な保育サービスを意味するようになるとともに、行政が実施する事業、さらに今日では経済的支援を含む広範囲な概念へと変容してきている。平成20年3月の保育所保育指針の改定（告示）では、保育所及び保育士の役割として「保護者に対する支援」が明記され、「保育所に入所している子どもの保護者に対する支援」がその一つとして求められている。その支援を十全に進めていくにあたり、犬山市は保護者アンケートを実施した。その結果、子どもの年齢や家族構成、兄弟姉妹構成によって、子育ての不安や負担の受け止め方に違いがあること等が明らかになり、家族の事情に応じたピンポイント的な支援の必要性が示唆された。また、「子育て支援」の原点である「相談」を意識した保育所の役割の意味づけとともに、組織としての対応の必要性と課題を指摘した。

キーワード：保育士 子育て支援 保育所保育指針

はじめに

平成20年3月28日、保育所保育指針（以下、「指針」という。）が改定され、告示された。その第1章総則において、「保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである」⁽¹⁾と明記された。併せて、保育士の役割として「児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、…倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行う」⁽²⁾と明記された。

今回の改定の背景には、「家庭や地域において人や

自然と関わる経験が少なくなったり、子どもにふさわしい生活時間や生活リズムがつかれないことなど子どもの生活が変化する一方で、不安や悩みを抱える保護者が増加し、養育力の低下や児童虐待の増加などが指摘されています⁽³⁾と説明されている。また、柏女霊峰らは、改定の背景の一つに「第一に地域におけるつながりの希薄化や人々の倫理観の劣化が、子ども虐待に代表される親子関係不全や子育ての孤立、子どもの育ちの課題などをもたらすなど、子育て・子育ての環境は大きな変容をみせていることが挙げられます⁽⁴⁾と述べている。

こうした背景を踏まえ、指針では、保育所は、子どもの保育のみならず、保護者に対する“支援”あるいは“指導”という役割を担うと規定されたのであり、

その第6章「保護者に対する支援」では、「保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を生かした子育て支援の役割は、特に重要なものである」とされた。

したがって、保育所の役割の一つである「保護者に対して支援する」ということを十全に機能させることについて、それを担う保育士の受け止め方や理解が、組織として「共有されている」ことが必要である。もちろん、組織として「同じであること」とか「共通理解されていること」が理想的ではあるが、あえて、それらの表現を使わなかったのは、そこに至るまでには組織としての議論が積み重ねられるというプロセスが必要であると考えられるからである。

「保護者に対して支援する」ことについて、個人的な経験から一人一人の思いが違うかもしれないし、保育士の世代によっても違いがあるかもしれない。施設長の考えの影響もあろう。これは、保育士が思いもばらばらに対応してよいということでは決してなく、まずはこうした見解が同じであることや違いがあることを互いに認識し、その認識自体を組織として「共有する」ことから、保護者に対して支援することの方向性を同じにしていく過程ことが大切だと考えられるのである。

今日、「子育て支援」という言葉で様々な施策が展開されつつある中で、「子育て支援」そのものの意味が曖昧になっているように思える。指針第6章における「保護者に対する支援」がカバーする範囲も、保護者の養育力の向上、仕事と子育ての両立支援、地域における子育て支援、問題発生の予防などかなりの広範囲といえよう。

本論では、「子育て支援」という言葉の文脈を検証するとともに、その言葉の原点である「相談」に焦点を当て、犬山市における調査をもとに、「入所する子どもの保護者に対する支援」についての考え方をまとめたい。また、それをもとに、組織としての支援の取り組み方について、その課題を明らかにしたい。

1. 「子育て支援」の言葉の文脈

1. 「子育て支援」の必要性が言われ始めた経緯と背景

網野武博は、「1980年代頃から、保護者の親準備性や子育て準備性が整わないままに親となり、子育て経験や子育て知識の不足がみられるようになってくるとともに、核家族環境の中で身内のかかわりが薄れ、かつては近隣や地域社会に広く存在した社会的親（保護者や身内以外に子育てにかかわる人々）もまた次第にその影が薄くなってきた。それに伴い、保護者とりわけ母親の子育て責任や負担が増し、子育ての孤立感、子育て不安が徐々にみられるようになってきた」⁽⁶⁾と述べて、昭和50年代からの子育て不安の兆しを指摘している。

政府関係の報告書等で「子育て支援」という言葉が使われ出したのは、平成3年頃からである。平成2年に前の年（平成元年）の合計特殊出生率が1.57と公表され、「1.57ショック」という言葉とともに、少子化の要因の分析とその対応策が緊急課題であるという認識が一般化したのと同じ時期にあたる。

しかし、子育て支援が必要だと言われ始めたこの時の文脈は「相談」という行為の意味合いが強い。つまり、都市化や核家族化によって地域住民の相互扶助機能や世代間の育児文化の伝承機能が低下したこと、人と人とのつきあいの希薄化が家庭の孤立化や情緒の不安定をもたらしていることなどの指摘とともに⁽⁶⁾、育児に不安や疲れを感じる親が増え、さらにはそれが原因と考えられる虐待が増加する兆しがあることを背景にして、家庭（子育て）を支援する基盤の形成が大切であるという文脈であった。

たとえば、「健やかに子供を生み育てる環境づくりについて」（健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議、平成3年1月）では、次のように述べられている⁽⁷⁾。

第3章 家庭生活と子育て支援

(3) 妊娠・出産・子育てについての相談・支援体制の整備

晩婚化に伴う出産の高齢化に対応し、その正しい知識の普及や十分な指導・管理下に、安心して出産できる環境を整備するものとする。

また、核家族化や都市化の進行等により、育児についての実際的な知識や方法が祖父母から受け継がれにくくなってきている一方で、様々な媒体を通じた育児情報の氾濫もあり、育児についての不安や悩みを訴える者が多くなっている。

このため、育児の悩み等について気軽に相談し、適切な指導、支援を受けられるような体制づくりを推進し、ゆとりを持って楽しく子育てができるようにするものとする。(下線は引用者)

この「相談」ということでは、すでに昭和59年に厚生省より「保育所等における乳幼児健全育成相談事業について」(母子福祉課長通知)が出されている。その「手引」によれば、「核家族化、少子化の進行や都市化の進展等に伴い、家庭内あるいは地域社会において、育児に関する知識等の伝承、育児についての見聞や経験が少なくなっているとともに、近隣に相談相手がなく孤立化しているなどから、育児に悩む保護者が増加している。したがって、保護者にとって身近に育児についての相談に応じ得る場が求められており、ここに、乳幼児の保育を実践している保育所が地域における身近な相談窓口として、その有する保育の専門機能を活用して、育児についての相談に応じ、保護者の育児不安の解消を図り、もって乳幼児の健全育成に資する意義がある」と説明されている。このときは、「入所児童以外の一般家庭を対象とする育児相談事業」とされ、「あくまでも入所児童を保育する本来業務に対する付加的業務として行われる」という位置づけであり、保育所が地域社会でその専門機能を生かすことについて「施設の社会化」という言葉が使われていた。

この「相談」という行為は、その後、児童福祉法の改正や指針の改定によって、保育所の機能ならびに保育士の業務として明確にされていくことになった。関連する法律等の一連の流れを整理しておきたい。

①保育所の情報提供等(平成9年、児童福祉法の一部改正)

「第48条の3(現行法) 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。」

②平成11年の保育所保育指針の改定〔第13章〕

「2 地域における子育て支援

(3) 乳幼児の保育に関する相談・助言

保育所における乳幼児の保育に関する相談・助言は、保育に関する専門性を有する地域に最も密着した児童福祉施設として果たすべき役割であり、通常業務に支障を及ぼさないよう配慮を行いつつ、積極的に相談に応じ、及び助言を行うことが求められる。」

③保育士資格の法定化(平成13年、児童福祉法の一部改正)

「第18条の4 この法律で保育士とは、…保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。」

こうして、児童福祉法の一連の改正は、保育士に対して“地域の子育ての支援の中核を担う専門職”という役割を付与した。そして、保育士の「相談」、「助言」、「保護者に対する保育に関する指導(保育指導)」という仕事は、その専門性の代名詞のようにして「子育て支援」と切り離せない業務に位置づくこととなった。

告示となった現在の指針では、第1章総則の「3 保育の原理」において、保護者への支援が「保育の目標」及び「保育の方法」としても明記され、前者については「…その援助に当たらなければならない」として、遵守すべき事項の規定となったのである。

2. 「少子化対策」及び「家庭(子育て)と仕事の両立」という脈絡

先述のとおり、「1.57ショック」という言葉とともに、平成の時代に入って少子化の認識が一般化してきた。各種の報告書では、晩婚化の進行、未婚率の上昇、夫婦の出生力の低下等、出生率低下の要因について述べられるとともに、社会保障や労働市場への将来的な影響も指摘された。

平成3年版の『厚生白書』では、「多様な子育て支援対策の積極的展開」として、「保育所を核としたサービスの積極的展開」が掲げられ、保育需要の多様化に対応すべく、乳児保育、延長保育等充実や企業委託型保育サービス等の実施が紹介されており、先述の「相

談」の意味と並行して「保育サービス」の意味をすでに取り込んでいた。

そこに少子化対策として、一層政府の具体的な取組となったのが、平成6年12月（文部、厚生、労働、建設4大臣合意）のエンゼルプラン（「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」）である。この時、表題に「子育て支援」という言葉が用いられたが、「子育て支援」の概念が拡張する布石はすでにここに打ち出されていたといえる。たとえば、「4. 子育て支援のための施策の基本的方向」の節では、（1）子育てと仕事の両立支援の推進、（2）家庭における子育て支援、（3）子育てのための住宅及び生活環境の整備、（4）ゆとりある教育の実現と健全育成の推進、（5）子育てコストの軽減という5つの柱が立てられていた。

このエンゼルプランでは、保育所における保育対策を中心とした計画が打ち出された。つまり、「保育所が、地域子育て支援の中心的な機能を果たし、乳児保育、相談指導、子育てサークル支援等の多様なニーズに対応できるよう施設・設備の充実を図る。…子育てネットワークの中心として保育所等に地域子育て支援センターを整備する」とされたのである。

その後の新エンゼルプランなど、一連の保育施策は、「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（C156 Workers with Family Responsibilities Convention）」（昭和56年；平成7年6月9日批准）や「男女共同参画社会基本法」（平成11年）に代表されるように、男女共同参画社会を目指すわが国の方向性を前提として展開されている。この背景には、女性の積極的な社会進出を取り込んだ労働政策があるとする見解もある。たとえば、「子育て支援」という言い方について、小木美代子は「この呼称を政府筋が用い始めた1990年頃は、わが国はバブル経済の真っ只中にあり、経済・労働政策の一環として、子育て中の若い母親を労働力としてあてにしなければならなかった⁸⁾と述べ、「子どもを育てる側への支援」の考え方に端を発しているとしている。

平成17年の児童福祉法の一部改正では、「子育て支援」という事業を行政が実施する事業とした。ここで規定された事業は、すべてが「子育て支援」という言

葉の意味に含まれることになった（現行法第21条の9 表1-1参照）。また、「家庭的保育事業」が児童福祉法第6条の2⑨に位置づけられ、保育所における保育を補完するものとして、平成22年4月より施行されている。

表1-1 児童福祉法第21条の9

第21条の9 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 1 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 2 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 3 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

3. 「子育て支援」概念の広範囲化

これらの一連の改正は、すべての子育て家庭への支援が必要であり、そのための支援体制の整備は市町村の責務であるということを確認しつつ、保育ニーズの増大への対応を示すものとなっている。子育て支援は、保育士の業務だけにとどまらず、保健師や幼稚園教諭も含めた幅広い職種が関わることになった。

厚生労働省の資料によれば、「就学前の児童が育つ場所」で0歳児では91.9%、1歳児では76.1%、2歳児では68.6%の子どもは、保育所を利用しておらず「家庭等」で過ごしている⁹⁾。近年、支援の対象として注視されているのは、「家庭」で過ごす子どもと親であり、その中には孤立感や負担感で苦しんでいる親が少なくないと予想されていることである。今日の子育て支援のコンセプトは「すべての子ども、すべての家庭」であり、家庭内での不適切な養育や虐待に至るリスクを回避するためにも、「すべて」の子育て家庭をカバーする支援が強く求められることとなった。

たとえば、乳児家庭全戸訪問事業はその一つに位置づけられる。この事業は、地域の中で子どもが健やか

に育成できる環境整備を図ることを目的とした事業で、もともとは「こんにちは赤ちゃん事業」などと呼ばれて実施されていたものであるが、2008（平成20）年の児童福祉法の改正によって法定化された。これは、生後4か月を迎えるまでのすべての乳児のいる家庭を保健師や助産師等が訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、育児に関する不安や悩みを聞いたり、子育て支援に関する情報を提供し、またその後の適切なサービス提供に結びつけるものである。新しい指針において、一時保育や園庭開放など、「地域の子育て家庭に対する支援」が明確に出されたのも、こうした背景と連動している。

時代とともに、「子育て支援」という言葉は、「相談」から「多様な保育サービス」へと意味が広がり、さらに経済的な支援を含む広範囲な概念となっていった。あるいは、本来、「保育」という言葉が行政の用語として持ち合わせていた労働政策という意味を、「子育て支援」という言葉でもって改めて顕在化させた面もある。

支援の対象は母親のみならず、妊産婦、父親へと広がった。経済的な支援では、たとえば、国の政策としては、児童手当の支給年齢の延長や支給額の増額（平成18年児童手当法の改正）が実施され、新しいところでは平成22年度から「子ども手当」が創設された。自治体は、医療費・入院費の補助、第3子以降の保育料の無料化等の様々な経済的支援策を「子育て支援」あるいは「次世代育成支援」として取り入れた。このことは、施策が多様になった反面、財政事情によって、支援の内容に自治体間格差を生じさせる結果にもなった。こうした過程で「子育て支援」の当初の「相談」の意味は自ずと希薄化していくものとなったのである。

保育所及び保育士は、こうした言葉の意味の変容に否応なく巻き込まれている。確かに、近年、子どもを安心して生み育てることを社会全体で支えようとする意義は浸透しつつあるように思える。そこに保育所の位置づけがなされていることも、関係機関との連携が不可欠となったことも理解はされている。しかし、保育士にとっては、こうした子育て支援への役割と期待が高まる一方で、仕事の戸惑いと不安の声があるのも確かである⁽¹⁰⁾。特に自分よりも年上の保護者に対応す

る若い保育士にとって、子育て支援は気づかいの多い仕事であろうと思われるのである。

「子育て支援」の名目であれもこれもと保育士に求められるのは決して良いこととは言えない。先述のように、指針に書かれた「保護者に対する支援」の範囲も広い。支援の方向性や意義、内容については、時代の脈絡を押さえながら、また、職場の保育士の考えを集約しながら議論していく必要があると考える。

II. 犬山市における保護者対象のアンケートの結果について

犬山市保育研究グループは、市内の子ども未来園（犬山市立の保育所の呼称）13園と保育園（民営）2園を利用する保護者を対象に意識調査を実施した。調査の時期は、平成21年5～6月で、質問の主な内容は、保護者の子育てについての思いや園への期待、園の行事に対する考え方をたずねたものである。

指針の解説書における「保育指導」の説明で、「子どもの保育の専門性を有する保育士が、保育に関する専門的知識・技術を背景としながら、保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ、安定した親子関係や養育力の向上をめざして行う子どもの養育（保育）に関する相談、助言、行動見本の提示その他の援助業務の総体をいいます⁽¹¹⁾」（下線は引用者）と述べられているように、より良い支援をしていくためには、保育士が保護者の思いを理解することが大切である。個別的な事例は多様にあるとしても、今の保護者の子育てに対する思いの傾向を把握し、それらを保護者への支援を考える保育士共有の土台にしていきたいとの思いから実施したものである。

質問票の配布数は1,194通で、回収数は860通（回収率72.0%）であった。それらから、各園より定員数に応じて一定数ずつ任意に抽出し、全体で回収数の50%に当たる430件をサンプルとして集計を行った。以下に、具体的な質問文とともに、一部クロス集計を加えながら結果を示したい。

問1 お子さんの発育や生活について、悩んでいることや気になることはありますか。

「はい」と回答した人は53.0%で、「いいえ」は47.0%であった。「はい」と回答した人 (n=228) にどのようなことが気になるか (問1-SQ) を選択してもらった結果は表2-1-1の通りである。

全体の傾向では、「子どもの性格や癖について」「食べ物の好き嫌いや食事について」「子どもの友だち関係について」が多かった。これを、子どもの年齢別で見ると (同表2-1-1), 0・1・2歳では、「食べ物の好き嫌い」(45.3%)「病気や発育」(17.0%)が、4・5・6歳では「子どもの友達関係」(30.1%)が全体傾向と比べてやや多かった。また、母親の年齢別で見ると (表2-1-2), 母親の年齢が高くなるにつれて「子どもの友だち関係」「病気や発育」の割合が大きくなっていく。

問2 子育てをしていて感じることに、次の項目ごとに自分の気持ちに一番近いもの1つに○をつけて下さい。

表2-2-1のとおり、「よくある」では、「子どもを育てるのは、楽しくて幸せなことだと思う」や「子どもと遊ぶのは、とてもおもしろいと思う」が5~6割であり、一方、「子どものことで、どうしたらいいのかわからなくなることがある」は1割未満であった。子育てのイライラ感やわが子と他の子を比較する意識は抑制されていると推量できる結果を示している。

これを「よくある」の回答だけを取り出して、「両親と子」(サンプル数321)と「両親と祖父母と子」(サンプル数75)という家族構成⁽¹²⁾で見るといくつかの違いが見られた (表2-2-2)。「子どもが煩わしくてイライラしてしまうことがある」(14.6% > 8.0%),「子どもを育てるために、我慢することがある」(24.9% > 18.7%) [いずれも前の数値が「両親と子」]であった。このように、子育ての負担感という点では、核家

表2-1-1 子どもの発育や生活についての悩み(×子どもの年齢)(複数回答可) [上段:人数, 下段:%]

	全体	子どもの友だち関係について	食べ物の好き嫌いや食事について	トイレやおむつについて	昼寝や睡眠について	病気や発育などからだについて	言葉や発達について	子どもの性格や癖について	兄弟姉妹との関係について	テレビやゲームについて	習い事について	小学校への就学について	その他	無回答
全体	228 100.0	65 28.5	76 33.3	51 22.4	22 9.6	29 12.7	28 12.3	79 34.6	25 11.0	16 7.0	27 11.8	17 7.5	16 7.0	-
0歳	6 100.0	-	5 83.3	1 16.7	1 16.7	3 50.0	1 16.7	1 16.7	-	1 16.7	2 33.3	-	-	-
1歳	15 100.0	2 13.3	8 53.3	4 26.7	1 6.7	4 26.7	4 26.7	1 6.7	1 6.7	-	-	-	-	2 13.3
2歳	32 100.0	10 31.3	11 34.4	11 34.4	9 28.1	2 6.3	2 6.3	15 46.9	6 18.8	3 9.4	3 9.4	-	2 6.3	-
3歳	56 100.0	18 32.1	17 30.4	17 30.4	8 14.3	5 8.9	8 14.3	17 30.4	4 7.1	1 1.8	3 5.4	-	4 7.1	-
4歳	55 100.0	13 23.6	16 29.1	11 20.0	1 1.8	8 14.5	6 10.9	19 34.5	6 10.9	5 9.1	9 16.4	3 5.5	3 5.5	-
5歳	56 100.0	18 32.1	17 30.4	7 12.5	2 3.6	6 10.7	7 12.5	25 44.6	6 10.7	6 10.7	10 17.9	13 23.2	5 8.9	-
6歳	8 100.0	4 50.0	2 25.0	-	-	1 12.5	-	1 12.5	2 25.0	-	-	1 12.5	-	-

表2-1-2 子どもの発育や生活についての悩み(×母親の年齢)(複数回答可) [上段:人数, 下段:%]

	全体	子どもの友だち関係について	食べ物の好き嫌いや食事について	トイレやおむつについて	昼寝や睡眠について	病気や発育などからだについて	言葉や発達について	子どもの性格や癖について	兄弟姉妹との関係について	テレビやゲームについて	習い事について	小学校への就学について	その他	無回答
全体	228 100.0	65 28.5	76 33.3	51 22.4	22 9.6	29 12.7	28 12.3	79 34.6	25 11.0	16 7.0	27 11.8	17 7.5	16 7.0	-
20代	25 100.0	4 16.0	11 44.0	6 24.0	3 12.0	1 4.0	3 12.0	10 40.0	-	-	1 4.0	-	2 8.0	-
30代	177 100.0	52 29.4	54 30.5	41 23.2	16 9.0	24 13.6	22 12.4	58 32.8	23 13.0	12 6.8	21 11.9	15 8.5	13 7.3	-
40代以上	26 100.0	9 34.6	11 42.3	4 15.4	3 11.5	4 15.4	3 11.5	11 42.3	2 7.7	4 15.4	5 19.2	2 7.7	1 3.8	-

今日の社会における子育て支援の意味と保育士の役割

表2-2-1 子育てをしていて感じる事(複数回答可) n=430

(%)

	よくある	時々ある	あまりない	全くない
1 子どもと遊ぶのは、とてもおもしろいと思う。	48.8	47.4	3.7	—
2 子どもが煩わしくてイライラしてしまうことがある。	13.7	65.3	19.5	1.4
3 子どもを育てるのは、楽しくて幸せなことだと思う。	63.3	33.5	3.3	—
4 子どものことで、どうしたらいいのかわからなくなることがある。	8.6	50.5	36.0	4.9
5 子どもを育てるために、我慢することがある。	24.0	56.5	18.4	1.2
6 わが子の発育について、同じような年齢の子と比べてしまう。	10.0	39.3	39.5	11.2
7 子どものしつけは難しいと感じる。	36.7	50.5	11.4	1.4
8 子育てによって自分も成長していると感じる。	44.0	44.0	11.9	0.2

表2-2-2 子育てをしていて感じる事-「よくある」だけの割合(×家族構成)(複数回答可)

[上段:人数,下段:%]

	全 体	子どもと遊ぶのは、とてもおもしろいと思う	子どもが煩わしくてイライラしてしまうことがある	子どもを育てるのは、楽しくて幸せなことだと思う	子どものことで、どうしたらいいのかわからなくなることがある	子どもを育てるために、我慢することがある	わが子の発育について、同じような年齢の子と比べてしまう	子どものしつけは難しいと感じる	子育てによって自分も成長していると感じる
全 体	430 100.0	210 48.8	59 13.7	272 63.3	37 8.6	103 24.0	43 10.0	158 36.7	189 44.0
両親と子	321 100.0	149 46.4	47 14.6	197 61.4	31 9.7	80 24.9	33 10.3	116 36.1	138 43.0
両親と祖父母と子	75 100.0	44 58.7	6 8.0	46 61.3	2 2.7	14 18.7	7 9.3	30 40.0	36 48.0

表2-2-3 子育てをしていて感じる事-「よくある」だけの割合(×兄弟姉妹構成)(複数回答可)

[上段:人数,下段:%]

	全 体	子どもと遊ぶのは、とてもおもしろいと思う	子どもが煩わしくてイライラしてしまうことがある	子どもを育てるのは、楽しくて幸せなことだと思う	子どものことで、どうしたらいいのかわからなくなることがある	子どもを育てるために、我慢することがある	わが子の発育について、同じような年齢の子と比べてしまう	子どものしつけは難しいと感じる	子育てによって自分も成長していると感じる
全 体	430 100.0	210 48.8	59 13.7	272 63.3	37 8.6	103 24.0	43 10.0	158 36.7	189 44.0
一人っ子	112 100.0	56 50.0	12 10.7	72 64.3	11 9.8	29 25.9	11 9.8	36 32.1	47 42.0
下に弟、妹がいる	94 100.0	46 48.9	20 21.3	56 59.6	12 12.8	23 24.5	14 14.9	41 43.6	48 51.1
上に兄、姉がいる	224 100.0	108 48.2	27 12.1	144 64.3	14 6.3	51 22.8	18 8.0	81 36.2	94 42.0

表2-2-4 子育てをしていて感じる事-「よくある」だけの割合(×母親の年齢)(複数回答可)

[上段:人数,下段:%]

	全 体	子どもと遊ぶのは、とてもおもしろいと思う	子どもが煩わしくてイライラしてしまうことがある	子どもを育てるのは、楽しくて幸せなことだと思う	子どものことで、どうしたらいいのかわからなくなることがある	子どもを育てるために、我慢することがある	わが子の発育について、同じような年齢の子と比べてしまう	子どものしつけは難しいと感じる	子育てによって自分も成長していると感じる
全 体	430 100.0	210 48.8	59 13.7	272 63.3	37 8.6	103 24.0	43 10.0	158 36.7	189 44.0
20代	59 100.0	35 59.3	7 11.9	46 78.0	4 6.8	12 20.3	1 1.7	19 32.2	31 52.5
30代	320 100.0	157 49.1	45 14.1	197 61.6	27 8.4	77 24.1	38 11.9	123 38.4	138 43.1
40代以上	51 100.0	18 35.3	7 13.7	29 56.9	6 11.8	14 27.5	4 7.8	16 31.4	20 39.2

族の方が強いと考えられる結果となった。

また、同じく「よくある」の回答だけを取り出して、「一人っ子」(サンプル数112)、「下に弟・妹がいる」(サンプル数94)、「上に兄・姉がいる」(サンプル数224)という兄弟姉妹構成で見ても違いが見られた(表2-2-3)。「子どもが煩わしくてイライラしてしまうことがある」(21.3% > 10.7%)、「子どものしつけは難しいと感じる」(21.3% > 10.7%) [いずれも前の数値が「下に弟・妹がいる」、後の数値が「一人っ子」となって、「一人っ子」の家族構成よりも「下に弟・妹がいる」家族構成の方がゆとりのなさを推量させる結果となった。

また、同じく「よくある」の回答だけを取り出して、母親の年齢で比べてみると(表2-2-4)、「子どもと遊ぶのはとてもおもしろい」「子どもを育てることの楽しさ」は年齢が高くなるとともに、その割合が小

さくなっている。

問3 子育てしていく中で、悩んだり、気になったりすることはありますか。

「はい」と回答した人は68.8%で、「いいえ」は31.2%であった。「はい」と回答した人(n=296)にどのようなことが子育てで気になるか(問3-SQ)を選択してもらった結果は表2-3-1の通りである。

全体の傾向では、「子どもとの時間を十分に取れない」「仕事と子育て、家事等の両立が難しい」が5割を超えた。これを「両親と子」(サンプル数223)と「両親と祖父母と子」(サンプル数51)で比べると、「仕事と子育て、家事等の両立が難しい」(52.9% > 41.2%)、「子どもが病気の時に頼る人がいない」(21.1% > 9.8%) [いずれも前の数値が「両親と子」となり、逆に「家族と意見が合わず、自分の思い通りの子育てがで

表2-3-1 子育て中の悩み(複数回答可) n=296 (%)

1 子どもとの時間を十分に取れない	50.7
2 仕事や自分のやりたいことが十分出来ない	39.5
3 仕事と子育て、家事等の両立が難しい	50.7
4 他の保護者との付き合い方が難しい	22.6
5 子どもが病気の時に頼る人がいない	18.9
6 家族と意見が合わず、自分の思い通りの子育てができない	11.1

表2-3-2 子育て中の悩み-「よくある」だけの割合(×家族構成)(複数回答可) [上段:人数, 下段:%]

	全 体	子どもとの時間を十分に取れない	仕事や自分のやりたいことが十分できない	仕事と子育て、家事等の両立が難しい	他の保護者との付き合い方が難しい	子どもが病気の時に頼る人がいない	家族と意見が合わず、自分の思い通りの子育てができない	その他	無回答
全 体	296	150	117	150	67	56	33	40	2
	100.0	50.7	39.5	50.7	22.6	18.9	11.1	13.5	0.7
両親と子	223	107	91	118	53	47	19	29	1
	100.0	48.0	40.8	52.9	23.8	21.1	8.5	13.0	0.4
両親と祖父母と子	51	29	19	21	11	5	8	6	1
	100.0	56.9	37.3	41.2	21.6	9.8	15.7	11.8	2.0

表2-4 子育てについて相談できる人(複数回答可) n=421 (%)

1 配偶者	80.0	5 保育士	38.7
2 兄弟姉妹, 両親	77.9	6 公共の相談場所	5.7
3 友人, 知人	73.2	7 その他	2.6
4 職場の上司, 同僚	24.2		

きない」(15.7% > 8.5%)は「両親と祖父母と子」の方が高い数値となった(表2-3-2)。すなわち、核家族では頼れる親世代が同居していないことによる負担感がある反面、三世同居では子育てのしづらさ(窮屈感)があると考えられる。

問4 子育てについて相談できる人はいますか。

「はい」と回答した人は97.9%で、「いいえ」は2.1%であった。「はい」と回答した人(n=421)に誰に相談するか(問4-SQ1)を選択してもらった結果は表2-4の通りである。配偶者や親族、友人が7割

以上であるのに対して、保育士は4割弱である。保育士の存在は、相談できる相手としてはまだ認知度は小さいといえる。

問5 子育てに協力してくれる人はいますか。

「はい」と回答した人は97.7%で、「いいえ」は2.3%であった。「はい」と回答した人(n=420)に誰が協力してくれるか(問5-SQ)を選択してもらった結果は表2-5の通りである。

表2-5 子育てに協力してくれる人(複数回答可) n=420 (%)

1 配偶者	86.7	4 職場の上司, 同僚	2.1
2 兄弟姉妹, 両親	76.7	5 保育サービス機関	3.8
3 友人, 知人	17.6	6 その他	2.9

表2-6-1 子育ての中で家族に協力してほしいこと(複数回答可) n=430 (%)

1 風呂に入れたり、寝かしつけたりしてほしい	53.7
2 食事の準備や片付け、洗濯や掃除などをしてほしい	32.8
3 しつけをしたり、叱ったりしてほしい	34.2
4 子どもと遊んだり、遊びに連れ出したりしてほしい	73.5
5 話を聞いてほしい	35.6
6 自分が外出するときに、子どもを見ていてほしい	55.1
7 園への送り迎えをしてほしい	22.6
8 その他	5.3

表2-6-2 子育ての中で家族に協力してほしいこと(×子どもの年齢)(複数回答可) [上段:人数,下段:%]

	全 体	風呂に入れたり、寝かしつけたりしてほしい	食事の準備や片付け、洗濯や掃除などをしてほしい	しつけをしたり、叱ったりしてほしい	子どもと遊んだり、遊びに連れ出したりしてほしい	話を聞いてほしい	自分が外出するときに、子どもを見ていてほしい	園への送り迎えをしてほしい	その他	無回答
全 体	430 100.0	231 53.7	141 32.8	147 34.2	316 73.5	153 35.6	237 55.1	97 22.6	23 5.3	23 5.3
0歳	16 100.0	11 68.8	6 37.5	3 18.8	11 68.8	7 43.8	7 43.8	4 25.0	1 6.3	2 12.5
1歳	36 100.0	13 36.1	11 30.6	11 30.6	26 72.2	6 16.7	16 44.4	3 8.3	3 8.3	1 2.8
2歳	61 100.0	39 63.9	26 42.6	28 45.9	47 77.0	29 47.5	37 60.7	21 34.4	2 3.3	3 4.9
3歳	92 100.0	48 52.2	28 30.4	28 30.4	70 76.1	30 32.6	50 54.3	23 25.0	2 2.2	5 5.4
4歳	107 100.0	62 57.9	35 32.7	36 33.6	79 73.8	37 34.6	67 62.6	22 20.6	9 8.4	3 2.8
5歳	101 100.0	47 46.5	30 29.7	37 36.6	71 70.3	39 38.6	52 51.5	19 18.8	4 4.0	8 7.9
6歳	17 100.0	11 64.7	5 29.4	4 23.5	12 70.6	5 29.4	8 47.1	5 29.4	2 11.8	1 5.9

問6 子育ての中で、家族に協力してほしいことは何ですか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

全体の傾向では、「子どもと遊んだり、遊びに連れ出したりしてほしい」が一番多く、次いで「風呂に入れたり、寝かしつけたりしてほしい」「自分が外出するときに、子どもを見ていてほしい」となった(表2-6-1)。今回のアンケートの回答者はほとんどが母親であるが、上位の選択肢はいずれも子どもと一時的であれ離れる時間を取りたいという気持ちが現われたように思える。そこに子育ての負担感の内実が現われたようである。

これを、子どもの年齢別で見ると、「2歳児」では、すべての項目で、全体数値よりも高かった(表2-6-2)。子どもの年齢によって、家族に協力を求めることが一様ではないことが推量される。

問7 子どもの将来に不安を感じますか。

「はい」と回答した人は61.6%で、「いいえ」は38.4%であった。「はい」と回答した人(n=265)にどのようなことに不安を感じるか(問7-SQ)を選択してもらった結果は表2-7の通りである。

問8 園であったらよいと思うことは、何ですか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

表2-8の通り、「情報提供」が一番多く、次いで「保護者同士で気軽に話しができる場所」となった。

問9 園では、保育士と話しがしやすいですか。

「はい」と回答した人は88.1%で、「いいえ」は11.9%であった。「いいえ」と回答した人(n=51)にその理由を尋ねた(問9-SQ)結果は表2-9の通りである。

「忙しそうなので、話しかけづらいから」「延長保

表2-7 子どもの将来についての不安(複数回答可) n=265 (%)

1 いろいろな事件が多い	49.1
2 登校拒否や引きこもりの不安	6.0
3 いじめの被害者や加害者にならないか	35.1
4 その他	9.4

表2-8 園であったらよいと思うこと(複数回答可) n=430 (%)

1 保護者同士で気軽に話しができる場所	29.5	4 カルチャー教室	16.7
2 情報提供	37.4	5 子育て相談室	17.4
3 講演会	4.0	6 その他	5.3

表2-9 保育士と話しづらい理由(3つまで回答可) n=51 (%)

1 相談にのってもらえそうにないから	7.8
2 プライベートなことを聞かれるから	3.9
3 説教されているように感じるから	3.9
4 忙しそうなので、話しかけづらいから	52.9
5 延長保育なので話す時間がないから	52.9
6 自分の思い通りにしたいので、助言は聞きたくないから	—
7 子どもが園に通っているため言いづらいから	15.7
8 不満や要求は言いにくいから	9.6
9 その他	1.8

育なので話す時間がないから」が半数を超えている。特に前者は、保護者から見て、保育士が“忙しそうにしている”と写ることによって、話しかけるのをためらっている状況が想定される。その他の選択肢は、数値の上では大きくはないが、いずれも躊躇する理由としてはもっともであろう。こうした保護者の思いを払拭するためには、日頃からの関係構築が重要となってくる。

問10 保育士とどんな話しがしたいですか。特にあてはまるもの2つまで○をつけてください。

表2-10の通り、9割以上が「園での子どもの様子を聞きたい」と思っている。こうした素朴な要望に着実に応じることこそ、保育所の大きな役割であり、子育て支援の原点であろう。

しかし、伝えるためには十全な体制もまた同時に必要となろう。まず、その日の子どもの様子が観察され、記録または記憶に留めおかねなければならない、降園・降所時に保育を担当する保育士への引き継ぎや申し送りのが的確に行われなければならない等である。近年、子どもの様子を伝える方法として、その日の子どもの様子を写真に撮ってボードで紹介しているところもある。こうしたツールの工夫とともに、連絡帳への丁寧な文章力や会話での的確に伝える表現力も、「話しをする」ことの重要な要素である。保護者の立場からは、わが子がこのように保育士によく見てもらっていると思われることが信頼につながる。

表2-10 保育士と話したいこと(2つまで回答可) n=430(%)

1 園での子どもの様子を聞きたい	93.5
2 悩みや不安を聞いてほしい	12.3
3 子育ての助言がしてほしい	22.6
4 怪我などの詳しい説明をしてほしい	17.0
5 その他	2.1

Ⅲ. まとめに代えて

1. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

指針第6章において、「2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援」の(1)(2)で次のように述べられている⁽¹³⁾。

- (1) 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行うこと。
- (2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。

また、指針の解説書では、次のように述べられている。

「保育士と保護者との信頼関係は、相互の意思疎通の積み重ねによって成り立っていきます。具体的には、子どもに関する情報の交換を細やかに行うこと、保育士と保護者間で子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを伝え合うこと、保護者のおかれている状況やその思いを受け止め理解を示すこと、保護者が保育の意図を理解できるように説明する機会を提供すること、保護者に疑問や要望がある場合は、対話を通して誠実に対応することなどが重要です。」⁽¹⁴⁾

犬山市の調査は、こうした指針のような支援を的確に行っていくにあたっての留意点を示唆するものとなった。これまで体験的に感じ取られていたことが、数値の上で明らかになったところもある。以下に要点をまとめたい。

- ①子どもの年齢や家族構成、兄弟姉妹構成によって、不安や負担の受け止め方に違いがあることが明らかになった。換言すれば、一口に「子育て支援」と言っても、保護者を対象に同じように対応すれば良いということにはならないということであり、家族の事情に応じたピンポイント的な支援が必要なことを予想させるものである。
- ②広範囲の概念になってしまった今日の「子育て支援」の意味を、当初の「相談」を意味する原点に戻って、あらゆる場面や機会を通して保護者との対話

を行っていくことが大切である。その拠点となる場所が保育所であり、「園での子どもの様子を聞きたい」と思っている保護者の要望を踏まえることを再確認する必要がある。こうした相談は、子育て支援の“保育サービス”とは次元の違うものであり、対価に見合うものとして提供される性質のものではない。相談は、保育の日常にあって、子どもの成長を保護者と共に支え、共に喜ぶパートナーの関係を築く原点とすべきである。

- ③統計上の母数は少数ではあったが、一人親家庭では、全体の傾向と比べて割合が大きい項目があった。たとえば、「母子のみ」の家族形態でみると、問3-SQで、子育てしていく中で、悩んだり、気になったりすることでは、「子どもとの時間を十分に取れない」9人中8人(88.9%>50.7%)、「子どもが病気の時に頼る人がいない」9人中4人(44.4%>18.9%)と回答している。問4の「子育てについて相談できる人はいますか」に対して、14人中2人(14.3%>2.1%)が「いいえ」と回答している。問5の「子育てに協力してくれる人はいますか」に対して、14人中3人(21.3%>2.3%)が「いいえ」と回答している〔前者の数値は一人親家庭、後者の数値は全体〕。一人親家庭では、孤立感等の問題発生の潜在性をもっていると思われる、相談を受けるまで待つ対応よりも、“こちらは気にかけている”のメッセージを伝える働きかけが必要である。

2. 組織として子育て支援に取り組むための課題

平成20年改定の指針の特徴は、保育の質の向上のために、保育の様々な場面で組織的な取組を求めていることであり、指針の本文や解説書では、「共通理解」「協力体制」「協働」などの言葉が随所に用いられている。子育て支援の役割を果たすことについても、同じように「組織として取り組む」ことが求められるだろうが、それを目指すにあたって、今回の犬山市の調査を通して、どのようなことが課題として見えてきたのか。その要点を以下にまとめたい。

- ①家族の事情に応じたピンポイント的な支援の必要性について、職場の保育士の共通理解となっていなければならない。

- ②保育士という存在が、保護者から相談相手になるという認知度と信頼度を高めていく必要がある。

アンケートの問11では、「園に子どもを通わせて良かったと思ったことは何ですか。自由にお書きください。」と自由記述を求めた。当然のことながら、子どもの成長を喜ぶ記述が多くある中で、「相談」に係る保護者自身の感想も見られた。たとえば次のような記述である。

「長い時間過ごしているの、子どもの姿をよく知ってもらっていて、悩みや困ったことがあると相談し、アドバイスをいただいたりして、不安が解消します。私にも時間や気持ちの余裕が出来、降園後や休みの日に穏やかに接することが出来るようになった。」

「子育ての悩み不安など、相談にのっていただけること。友だちはそれぞれ皆さん意見が違ったり、両親世代の子育てとは悩みが違ってきたりしているの、先生方からの助言がとてもありがたく心強いです。」

「子どものことだけではなく、私的な話も聞いてもらえること。連絡ノートで日々の成長が感じられ、記録として残っていくこと。」

「子ども一人一人を見て、毎日降園時に園での様子等を教えてもらえるところ。」

「たくさん先生がいるので、自分の喋りやすい先生を見つけれられる。又、子どもが、たくさん先生に見守ってもらえる。どの先生も子どもの名前を一人一人覚えていてくださることに安心感がある。」

記述の内容は“相談”、“子どもの様子を伝える”、“連絡ノート”など様々である。会話の内容の深刻さの程度は判別できないとしても、こうした記述から、保育士による保護者への対応を評価している保護者の存在を確認できる。そのことは保育士自身が自らの仕事の意義を再認識することにもつながるであろう。

- ③施設長のリーダーシップの下、職場の保育士がお互いに意見を交換し、「共通理解」に向けた議論の基礎を作ることが必要である。

犬山市保育研究グループは、平成21年3月、犬山市の保育士(非正規職を含む)131名を対象とした意識調査も実施している。そこで用いた質問票は、平成12年5月に犬山市で行われた意識調査⁽¹⁵⁾と同じものである。

調査の内容は、“自分は保護者をどのように見ているか? ”、“自分が保護者からどのように見られていると思うか?”に関連して71項目の質問を用意し、それぞれについて「とてもそう思う」、「多少そう思う」、「あまり思わない」、「その逆だと思ふ」の4択方式を採用した。集計は、回答のあった128名を母数として単純集計している。ここではそれらの一部を提示しておきたい。

「とてもそう思う」及び「多少そう思う」と回答した保育士の合計の割合で見ると、保育士の意識や見方として、前回の調査と変わりなく9割近い数値を示した項目がある。たとえば、「しつけを身につけることを保育園側に期待している」(平成21年94%：平成12年92%)、「子どもに対して信念をもって言い聞かせる力が弱い」(平成21年93%：平成12年89%)、「基本的な生活習慣を身につけさせる配慮が弱い」(平成21年88%：平成12年91%)、「育児を他人任せにしている」

(平成21年87%：平成12年88%) などである。

図3-1は、質問項目について、「とてもそう思う」及び「多少そう思う」と回答した保育士の合計の割合のうち、平成12年調査と比べて平成21年調査の方が数値の大きかった項目の一部である。「保育園の保育計画・保育内容に関心が薄い」、「保育園に常識はずれと思われるような要求をする」、「保護者の態度や言動から自分の保育について不安になったことがある」が大きく増えている。

図3-2は、質問項目について、「とてもそう思う」及び「多少そう思う」と回答した保育士の合計の割合のうち、今回の調査の方が数値の小さかった項目の一部である。ただ、小さくなったとはいえ、6~7割を示す数値であり、意識としては依然として大きい。「育児に対して過剰なほど不安を感じている」だけが約5割に減少し、保育士は10年前と比べて保護者の不安の軽減を感じ取っている。

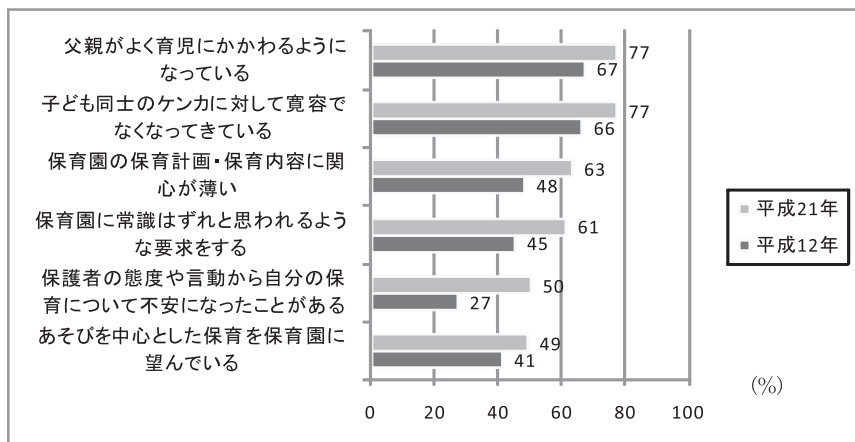


図3-1 保育士の意識—平成21年調査時の数値の方が大きい項目—

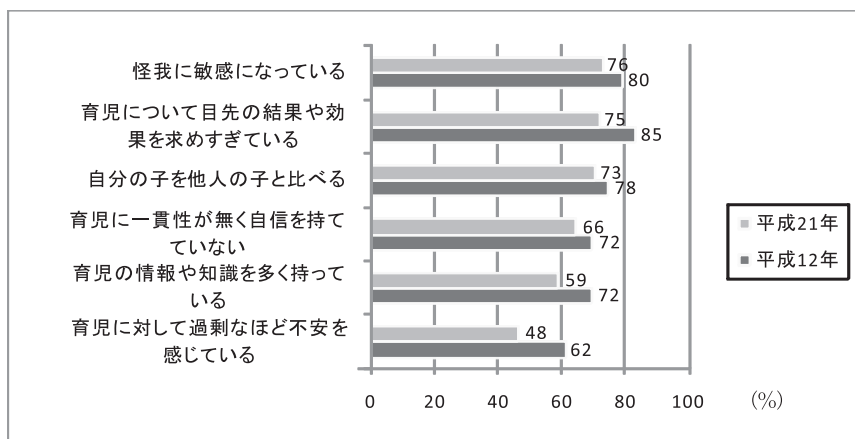


図3-2 保育士の意識—平成21年調査時の数値の方が小さい項目—

子育て支援を組織として行おうとする場合、施設長はこうした保育士の意識を把握しておくことが大切であろう。たとえば、「保護者の態度や言動から自分の保育について不安になったことがある」では、保育士の半数がそう思っている。施設長との間に限らず、日頃から保育士相互の意見交換も必要となってくるであろうし、そういう場を設けることが、一人に解決を背負わせることなく組織としての解決を図る環境ともなる。ほかにも、以前の保育士の受け止め方から今日への変化、保育士の世代間の考え方の共通点と相違点などは、子育て支援をめざす方向性を「共通理解」していくうえで、欠かせない論点となるだろう。

Iでも触れたが、特に若い保育士にとっては自分よりも年上の保護者と応対するケースが多くなる。犬山市の保護者対象の調査では、

子どもの母親の74.4%が30代であり、13.7%が20代であった。厚生労働省の発表によれば、第1子出生時の母の平均年齢は、平成21年29.7歳、平成7年27.5歳、昭和50年25.7歳であり、35年前と比べて4歳、15年前と比べて2歳大きくなっている⁽¹⁶⁾。若い保育士がこのような年齢の保護者と接することを想定した、組織としての子育て支援のあり方がさらに検討されていだろう。

犬山市の事例は、「相談」という支援の原点に返ることによって、まずは自らの足元から支援の意味を考えようとした。子育て支援は、保育士にとって今まで以上に保護者・家庭との連携、保護者とのパートナーシップを意識した対応が求められている。そこには、保育士一人一人の観察力、洞察力、文章力、コミュニケーション能力に依存しつつも、組織としての十全な態勢を整えることが不可欠である。しかしながら、その態勢づくりは簡単にできるようなものではなく、保育士としての保育観や保護者観に関する十分な議論の積み重ねの上に、どうにかでき上がってくるようなものではないだろうか。

橋本真紀は、指針に示される保護者支援の価値について、それがとらえられるキーワードとして「子どもの最善の利益」、「保護者とともに子どもの成長の喜びを共有」、「保護者の養育力の向上に資する」、「気持ちを受け止め」、「相互の信頼関係」、「自己決定の尊重」を挙げ、基づく価値により出来事のとりえ方や働きかけが異なると述べている⁽¹⁷⁾。犬山市の事例は、このような支援の価値の共有を模索する一つの試みであったのであるが、これらの価値は、保育士である自分は保護者をどう見ているかという意識、自分は保護者からどう見られているかという意識と常に向き合う中で、時には葛藤しつつ、自らの行為や言葉となって現れてくるものであることを示唆する。だからこそ、支援についての保育士個人の思いや戸惑いが組織として共有されることが大切となるのである。

本論では、調査の結果をすべて紹介することができなかったことと併せ、このような結果を受けて保育士がどのような気持ちで保護者支援に向かうことにしたのか、それらの変容については後日の報告としたい。

【脚注】

- (1) 厚生労働省編『保育所保育指針解説書』（フレーベル館、2008）p. 218
- (2) 同上 p. 218
- (3) 同上 pp. 8-9
- (4) 柏女霊峰、橋本真紀 『保育者の保護者支援』（フレーベル館、2008）p. 35
- (5) 網野武博「第6章保護者に対する支援」『平成21年度福井県保育所保育指針研修会』研修冊子所収（平成21年8月）
- (6) たとえば、「これからの家庭と子育てに関する懇談会報告書」（これからの家庭と子育てに関する懇談会（平成2年1月））では、家庭や地域社会の養育機能の弱体化による子育ての孤立化が指摘されている。また、吉澤英子「なぜ、子育て支援が必要か」『子ども家庭福祉情報』第2号（恩賜財団母子愛育会、平成3年）p. 2では、密室の育児にならないような働きかけ（開いた子育て）の必要性が指摘されている。
- (7) この報告書の第3章では、（1）ゆとりある教育の確保等（2）子育てに伴う経済的負担の軽減（3）妊娠・出産・子育てについての相談・支援体制の整備が出され、（2）では児童手当の支給対象拡大等が指摘されており、「子育て支援」が「相談」だけということに限定されているわけではない。
- (8) 小木美代子「わが国の子ども・子育て支援政策の推移と今日的課題—1990年代以降を中心にして—」日本社会教育学会編『教育法体系の改編と社会教育・生涯学習』日本の社会教育 第54集（東洋館出版社、2010）pp. 113-114
- (9) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課講演資料「保育行政の動向と課題」（平成21年9月9日 平成21年度全国保育士養成セミナー）
- (10) 全国保育士養成協議会 『「指定保育士養成施設卒業生の卒後の動向及び業務の実態に関する調査」報告書Ⅱ—調査結果からの展開—』保育士養成資料集 第52号 2010 pp. 101-105
- (11) 前掲『保育所保育指針解説書』p. 179
- (12) フェースシートにおいて同居の人をたずねた質問の回答をもとに、集計の際には「母子のみ（14）」「父子のみ（0）」「両親と子（321）」「両親と祖父母と子（75）」「母子と祖父母（7）」「父子と祖父母（0）」「その他（13）」の7つの家族構成に分類した。（ ）内の数値は度数を表す。
- (13) 前掲『保育所保育指針解説書』pp. 245-246
- (14) 同上 p. 189
- (15) 石川昭義「今日の保育所の社会的機能をめぐる諸問題—犬山市保育士調査を通して見えるもの—」『名古屋

屋経済大学市邨学園短期大学幼児教育研究紀要』 第
14号 2001

- (16) 厚生労働省「平成21年人口動態統計月報年計(概数)
の概況」平成22年6月2日 報道発表資料
- (17) 橋本真紀「これからの保育者の保護者支援とは」柏
女壺峰監修『保護者支援スキルアップ講座』(ひかり
のくに, 2010) p.60

【参考資料】

日本保育協会「保育関係資料」(平成10年)
内閣府『平成21年版少子化社会白書』(平成21年)
内閣府『平成22年版子ども・子育て白書』(平成22年)